

解説 総合評価

東京都下水道局の 総合評価方式の取組について

きたむら たかみつ
北村 隆光

東京都下水道局計画調整部
技術管理担当課長



1 大震災を踏まえて

3月11日に発生した東日本大震災は、我が国観測史上最大規模のマグニチュード9.0を記録し、その後の津波による被害とも相まって、東北地方のみならず北海道から関東地方にかけた広範囲において、極めて多数の人命と莫大な資産が一瞬のうちに失われるという未曾有の被害をもたらした。国土交通省の報告によれば100か所以上の処理場、ポンプ所、1,000km近い管路など多くの下水道施設に甚大な被害が発生しており、その本格復旧には相当の期間が必要となっている。当局においても、災害時支援ルールなどに基づき、複数の被災地に支援班の派遣を実施しており（9月14日現在570名）、国や他の自治体と連携し現地での支援に取り組んでいる。

一方、都内においても、江東区新木場地区における液状化による管きよの破損や、臨海部の水再生センターでの一部設備の破損などの被害が発生した。特に管きよに関しては、ますの浮上や本管、マンホール破損、それに伴う土砂の流入や陥没など、約40ha区域内に汚水管、雨水管の計約10km

で何らかの被害が発生しており、現在災害査定の手続を進めるとともに、早期本格復旧に向け鋭意取り組んでいるところである。

震災等により下水道の機能が阻害され、住民がトイレや風呂等を使用できずに生活と健康が危ぶまれることとなり、下水道がいかに重要なライフラインであるかが、改めて明らかとなった。とりわけ管路施設は、地域の汚水や雨水を収集し処理場や放流先までの流化を担保するものであり、公衆衛生被害の防止や雨水排除機能の確保といった住民の生命・財産を守る最前線に立つものである。そのため、都では、先般発表した「東京緊急対策2011」にも下水道の緊急対策事業を盛り込むなど、管きよについての耐震化の促進や液状化対策の拡充など各施策を展開し、震災に強い下水道の構築に取り組んでいるところである。

2 東京都における 入札契約制度改革に向けた取組

前項で述べた災害対策を着実に推進していくためにも、公共工事の適正な履行と品質の確保が重要となってくる。都では、平成20年6月に学識経

験者等からなる「入札契約制度改革研究会」を設置し、入札契約制度のあり方について専門的見地からの検討を進め、報告書が取りまとめられた。さらに、この報告書の提言を踏まえて、都は、平成21年10月に「公共工事に関する入札契約制度改革の実施方針」を策定した。この実施方針では、総合評価方式の適用拡大、一般競争入札の適用拡大、低入札価格調査の強化、工事成績評定制度の信頼性の一層の向上、など10の方針が示されている。下水道局においても、これらの方針と軌を一にして、入札契約制度改革に積極的に取り組んでいるところである。

3 入札契約制度の現状

現在、都では、予定価格9億円以上の工事請負契約を一般競争入札（平成22年度から5億円以上の一部工事においても試行実施）により、一般競争入札を除く予定価格250万円超の工事請負契約を希望制指名競争入札により、契約者を決定している。希望制指名競争入札は、透明性の確保の観点から入札参加希望者を公募し、希望者の中から経営・信用の状況、指名・受注

状況、契約実績、過去の履行成績、技術的適性などから指名基準に基づき入札参加者を指名するもので、希望者が少ない案件の場合には競争性を高めるため追加して指名する場合もある。250万円以下の少額の工事案件は、事務効率の観点から随意契約としているが、原則複数の企業から見積を取るなど競争性を確保して契約を行っている。なお、平成14年度以降、指名業者の入札前公表および現場説明会を廃止するとともに、250万円超の工事請負契約の予定価格を原則事前公表している。

4 総合評価方式入札試行の状況

東京都の総合評価方式においては、発注する工事の規模や技術的難易度に応じて、技術提案型、技術力評価型、技術実績評価型、施工能力審査型、という四つの方式を採用している。工物品質確保のためには、技術的に優れた事業者を選定し受注機会を高めることが重要であることから、都では総合評価方式入札の試行を進めており、平成24年度末には、全競争入札件数の約2割において総合評価方式を実施することを目指し、段階的に拡大している。当局においても、平成18年度から施工能力審査型、平成21年度から技術力評価型、平成23年度から技術実績評価型の総合評価方式入札を順次試行しており、平成23年度は、平成22年度実績（112件）の約5割増しの150件程度まで拡大することを目指しており（表－1）、今のところ、技術実績評価型を加えて170件程度を見込んでいる。

試行にあたり、落札者決定の要素として過去の工事成績の重要性が増してくることから、工事評定の精度向上がこれまで以上に求められる。

表－1 下水道局総合評価方式入札の分類と試行件数（平成18～23年度）

年度	技術力評価型	施工能力審査型	技術実績評価型	計
平成18年度		7件		7件
平成19年度		24件		24件
平成20年度		30件		30件
平成21年度	4件	31件		35件
平成22年度	29件	83件		112件
平成23年度計画 （第一四半期実績）	39件 （21件）	118件 （23件）	13件 （2件）	170件* （46件）
〈備考〉 適用価格帯	建築	2億円以上	4億円未満	4億円以上
	土木	1.5億円以上	3.2億円未満	3.2億円以上
	設備	1億円以上	1.2億円未満	1.2億円以上

*平成23年度計画の170件は対象案件であり、目標は150件程度である。

(1) 技術力評価型

技術的課題のある中規模以上の工事では、工物品質の確保のため、技術的所見を求めることが必要な工事を対象としている。評価方法は、過去の工事成績、配置予定技術者の資格、施工計画にかかる所見等による「企業の技術力」に加え、地域における実績等による企業の「信頼性・社会性」により技術点を算定し、価格点と合算して最も点数の高い入札者を落札者とするものである。

（価格点50点満点、技術点50点満点の計100点満点）

(2) 技術実績評価型

技術的課題の少ない比較的大規模の工事では、工物品質確保のため、企業および技術者の実績による評価を行う必要がある工事を対象としている。評価方法は、「技術力評価型」の評価項目のうち、施工計画に係る所見および技術提案の採用実績の2項目を除いたもので技術点を算定し、価格点と合算して最も点数の高い入札者を落札者とするものである。

（価格点30点満点、技術点30点満点の計60点満点）

(3) 施工能力審査型

中小規模工事において、工事の品質確保と不良不適格企業の参入防止を図るため、企業の施工能力の審査を必要とする工事を対象としている。評価方

法は、過去の工事成績、配置予定技術者の資格等により事業者の施工能力評価点を算定し、価格点と合算して最も点数の高い入札者を落札者とするものである。

（価格点90点満点で算定、施工能力評価点18点満点の合計点）

また、平成23年6月1日より、技術力評価型総合評価方式（試行）、技術実績評価型総合評価方式（試行）において、技術点評価項目として新たに「環境」「雇用・就業」「仕事と家庭の両立支援」に関する配慮実績を加えている。

5 総合評価方式入札試行結果の分析と課題

当局の試行結果について、件数の多い平成22年度を分析すると、価格点が1位でない者が落札した事例が、施工能力審査型で約2割、技術力評価型で約3割あった。平成21年度では施工能力審査型で約1割、技術力評価型で0件であったことから、試行の拡大に伴い制度を導入した効果が現れてきており、この傾向は、今年度の制度改正や試行件数の拡大によりさらに進むと見込まれる。

一方課題として、施工能力審査型において価格点と施工能力評価点のバランス等、今後見直すべき課題もある。